

令和7年12月宇治市議会定例会

条例改正議案等の新旧対照表

財政課

目 次

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第78号	宇治市市営茶室条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市市営茶室条例	1
		宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	3
		宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	4
議案第79号	宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	6
		宇治市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	7

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第 8 1 号	城南衛生管理組合の共同処理する事務及び城南衛生 管理組合規約の変更について	城南衛生管理組合規約	8

宇治市市営茶室条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第5条 (略) (使用料) 第6条 使用者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の使用料を <u>納付しなければならない。</u> (1) 第2条第1号の事業で市営茶室を使用する場合 同号の規定により提供する次に掲げる宇治茶の種類に応じ、それぞれ次に定める額 ア 薄茶 1服につき <u>1,000円</u> イ 煎茶 1服につき <u>1,000円</u> ウ 玉露 1服につき <u>1,400円</u> エ 煎茶及び玉露 1服ずつにつき <u>2,000円</u> オ 薄茶及び濃茶 1服ずつにつき <u>3,000円</u> (2) 第2条第2号の事業で市営茶室を使用する場合 1回につき <u>2,400円</u> (3) (略) 2 (略) (使用料の返還) 第7条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用料の全部又は一部を返還することができる。 (1) <u>特別の理由により使用することができなかつたとき。</u>	第1条～第5条 (略) (使用料) 第6条 使用者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の使用料を市長が定める期日までに納付しなければならない。 (1) 第2条第1号の事業で市営茶室を使用する場合 同号の規定により提供する次に掲げる宇治茶の種類に応じ、それぞれ次に定める額 ア 薄茶 1服につき <u>1,500円</u> イ 煎茶 1服につき <u>1,500円</u> ウ 玉露 1服につき <u>1,800円</u> エ 煎茶及び玉露 1服ずつにつき <u>3,000円</u> オ 薄茶及び濃茶 1服ずつにつき <u>4,000円</u> (2) 第2条第2号の事業で市営茶室を使用する場合 1回につき <u>3,600円</u> (3) (略) 2 (略) (使用料の返還) 第7条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特に必要がある <u>と認めるときは、使用料の全部又は一部を返還すること</u>ができる。 (削る。)

宇治市市営茶室条例新旧対照表

現行	改正案
(2) <u>第5条第5号に該当したとき。</u> 第8条～第11条 (略)	(削る。) 第8条～第11条 (略)

宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第11条 (略) (虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第12条の2～第21条 (略)	第1条～第11条 (略) (虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第12条の2～第21条 (略)

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案		
第1条～第11条 (略) (虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の1第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第13条～第16条 (略) (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 (略) 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)</u>の利用開始前の健康診断 <u>が行われた場合であつて、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握し</u> なければならない。 (新設)	第1条～第11条 (略) (虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の1第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第13条～第16条 (略) (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 (略) 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診断(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診断をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)<u>が行われた場合であつて、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等</u>の結果を把握し なければならない。 <table border="1" data-bbox="1181 230 1324 1086"> <tr> <td>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</td><td>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td></tr> </table>	児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断		

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案		
3・4 (略) 第18条～第49条 (略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="341 672 437 1081">乳幼児に対する健康診査</td><td data-bbox="341 228 437 672">利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr> </table> 3・4 (略) 第18条～第49条 (略)	乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断		

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第24条 (略) (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号 掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第26条～第53条 (略)	第1条～第24条 (略) (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第26条～第53条 (略)

宇治市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第13条 (略) (虐待等の禁止) 第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第15条～第28条 (略)	第1条～第13条 (略) (虐待等の禁止) 第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第15条～第28条 (略)

城南衛生管理組合規約新旧対照表

現行	改正案
第1条・第2条 (略) (組合の共同処理する事務) 第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。 (1)～(3) (略) (新設) <u>(4)</u> (略) 第4条～第12条 (略)	第1条・第2条 (略) (組合の共同処理する事務) 第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。 (1)～(3) (略) <u>(4)</u> 組合市町以外の地方公共団体からの受託処理に関する事務 <u>(5)</u> (略) 第4条～第12条 (略)